別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・三〇一
昭和三十七年度	七・八一七
昭和三十八年度	七・三五七
昭和三十九年度	六・九二一
昭和四十年度	六・五〇八
昭和四十一年度	六・一一七
昭和四十二年度	五・七四六
昭和四十三年度	五・三九四
昭和四十四年度	五・〇六一
昭和四十五年度	四・七四五
昭和四十六年度	四・四四五
昭和四十七年度	四・一六一
昭和四十八年度	三・八九二
昭和四十九年度	三・六三七
昭和五十年度	三・三九六
昭和五十一年度	三・一六六
昭和五十二年度	二・九四九
昭和五十三年度	二・七四三
昭和五十四年度	二・五四八
昭和五十五年度	二・三六三
昭和五十六年度	二・一八八
昭和五十七年度	二・〇二二
昭和五十八年度	一・八六四
昭和五十九年度	一・七一五
昭和六十年度	一・五七三
昭和六十一年度	一・四三九
昭和六十二年度	一・三一二
昭和六十三年度	一・一九一
平成元年度	一・〇七七
平成二年度	〇・九六九
平成三年度	〇・八六六
平成四年度	〇・七六九
平成五年度	〇・六七七
平成六年度	〇・五八九
平成七年度	〇・五〇六
平成八年度	〇・四二八
平成九年度	〇・三五四
平成十年度	〇・二八三
平成十一年度	〇・二三四
平成十二年度	〇・一八六
平成十三年度	〇・一四一
平成十四年度	〇・〇九七
平成十五年度	〇・〇八〇
平成十六年度	〇・〇六六
平成十七年度	〇・〇四七
平成十八年度	〇・〇二九
平成十九年度	〇・〇一四

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

平成二	平成二
平成二	平成二

を

十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七
十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七
十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一

に改める。